

原子力発電所の安全対策の強化等を求める意見書

去る 3 月 11 日に発生した国内最大のマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

加えて、福島第一原子力発電所における事故においては、わが国で初めて、原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

とりわけ、今回の事故は原発立地地域のみならず、隣接県などを含めると日本全国で放射性物質による被害の可能性があることを示しており、国民の原発の安全性に対する不安は高まっている。現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払しょくに努めることは国の責務である。

よって、国は福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の安全・安心を確保するため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1、 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと
- 2、 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること
- 3、 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること
- 4、 国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと
- 5、 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などの安全性に対する海外からの懸念を払しょくできるよう、情報の分析と公開に努めること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。